

○笠岡市北木島高齢者共同生活住居の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 27 年 3 月 25 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、笠岡市北木島高齢者共同生活住居の設置及び管理に関する条例（平成 27 年笠岡市条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(部屋数)

第 2 条 笠岡市北木島高齢者共同生活住居（以下「共同生活住居」という。）の入居可能部屋数は、6 室とする。

(入居の申込)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定により共同生活住居に入居しようとする者（以下「入居申込者」という。）は、笠岡市北木島高齢者共同生活住居入居申込書（様式第 1 号）により申し込まなければならない。

(入居の決定通知)

第 4 条 市長は、条例第 5 条第 2 項の規定により入居者を決定したときは、笠岡市北木島高齢者共同生活住居入居許可書（様式第 2 号）によりその旨を入居申込者に通知するものとする。

(請書の様式)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項に規定する請書は、笠岡市北木島高齢者共同生活住居使用請書（様式第 3 号）によるものとする。

(共同生活住居の滅失等の報告)

第 6 条 入居者は、共同生活住居及び共用設備を滅失し、又は損傷させた場合には、笠岡市北木島高齢者共同生活住居滅失（損傷）届出書（様式第 4 号）によりその状況を速やかに市長に報告しなければならない。

(明渡し等)

第 7 条 入居者は、条例第 17 条の規定により共同生活住居を明け渡そうとするときは、笠岡市北木島高齢者共同生活住居退去届出書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定した共同生活住居退去届出書を受理したときは立入検査を行い、入居者に必要な処置を命ずることができるものとする。

(明渡し請求)

第8条 市長は、条例第18条の規定により共同生活住居の明渡しを請求するときは、その旨を笠岡市北木島高齢者共同生活住居明渡し請求書（様式第6号）により入居者に通知するものとする。

（指定管理者が業務を行う場合の取扱い）

第9条 条例第19条第1項の規定により、指定管理者に共同生活住居の管理を行わせる場合にあっては、第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第5号中「笠岡市長」とあるのは「指定管理者」とし、これらの規定を適用する。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な諸様式及び事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

（市長が行う準備行為）

2 第4条の規定に基づく市長が行う必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（指定管理者が行う準備行為）

3 この規則の規定に基づく指定管理者が行う必要な手続その他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和3年3月26日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 3 条関係）

笠岡市北木島高齢者共同生活住居入居申込書

年 月 日

笠岡市長 様

入居申込者 住所

氏名

電話 ()

入居する 家族の状況	続柄	氏名	年齢	備考	
	入居申込者本人				
収入の状況	年収 円（収入申告書）				
緊急連絡先	住所				
	氏名		続柄		電話 ()
健康状況	既往歴 現在の状況				
申込み理由					
住み替えの必要性 についての意見等	包括支援センター担当 ()				

上記のとおり入居の申込みをいたします。

【親族・扶養義務者】

氏名	続柄	年齢	住所又は勤務先	電話番号

【滞納状況申告欄】

☐ 滞納なし	☐ 市税滞納あり	☐ 税外収入金滞納あり
-------------------------------	---------------------------------	------------------------------------

※ 添付書類 世帯全員の住民票（謄本）1 通，収入申告書（別紙）

(別紙)

収 入 申 告 書

年 月 日

笠岡市長 様

氏 名

(年 月 日生)

私の 年中の収入について、次のとおり申告します。

名 称	笠岡市北木島高齢者共同生活住居	
	種 類	金 額 (年 間)
収 入 ①	恩 給 ・ 年 金 収 入	円
	() 年 金	
	財産収入	
	利子配当収入	
	その他収入	
必 要 経 費 ②	租税	円
	医療費	
	社会保険料	
	その他必要経費	
	計	円
差引額 (①－②)		円

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

様

笠岡市長

笠岡市北木島高齢者共同生活住居入居許可書

年 月 日付けで申込みのあった笠岡市北木島高齢者共同生活住居の入居については、笠岡市北木島高齢者共同生活住居の設置及び管理に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

所 在 地	笠岡市北木島町 3 8 0 2 番地の 5 3
名 称	笠岡市北木島高齢者共同生活住居
入居を承認する者の氏名	
入 居 手 続 の 期 限	年 月 日
入 居 可 能 日	年 月 日（ 曜日）

様式第3号（第5条関係）

笠岡市北木島高齢者共同生活住居使用請書

1 入居部屋番号 号室

2 家賃月額 円

3 共益費月額 円

次の事項を堅く守ります。

- (1) 笠岡市北木島高齢者共同生活住居の設置及び管理に関する条例，同施行規則を遵守することはもちろんであります，もし義務不履行の場合には，連帯保証人が一切これを履行いたします。
- (2) 笠岡市北木島高齢者共同生活住居及び共用設備の使用は，最善の注意を払いその管理上の御指示は固く遵守いたします。
- (3) 要介護状態（おおむね要介護1以上）となった場合には，速やかに介護保険施設への入所申請手続をいたします。

年 月 日

笠岡市長 様

入居者 住所
氏名

連 帯 住所
保証人 氏名

連 帯 住所
保証人 氏名

※入居者及び連帯保証人の印鑑証明書を1通ずつ添付すること。

様式第4号（第6条関係）

笠岡市北木島高齢者共同生活住居滅失（損傷）届出書

年 月 日

笠岡市長 様

氏名

1 滅失（損傷）部屋番号等

2 滅失（損傷）箇所の略図

3 滅失（損傷）箇所の程度，理由

（入居者の責任に帰すべきか否かを明確に記入すること。）

様式第 5 号（第 7 条関係）

笠岡市北木島高齢者共同生活住居退去届出書

年 月 日

笠岡市長 様

氏名

1 入居部屋番号 号室

2 退 去 日 年 月 日

3 退去の理由

4 移転先

5 検査希望日 年 月 日

6 その他

様式第 6 号（第 8 条関係）

笠岡市北木島高齢者共同生活住居明渡し請求書

年 月 日

様

笠岡市長

笠岡市北木島高齢者共同生活住居の設置及び管理に関する条例第 18 条の規定により、
笠岡市北木島高齢者共同生活住居の明渡しを請求します。

(明渡し請求の理由)		
(明渡し期限)	年	月 日

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）